

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号
 氏名 株式会社 サニタリーセンター
 代表取締役 木村 文男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成22年 6月 4日

許可の有効年月日 平成29年 3月10日

1. 事業の範囲

中間処理

破 碎：廃プラスチック類(付着物のあるもの及び廃発泡スチロールを除く付着物のない硬質のものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。)、ゴムくず、金属くず(付着物のあるものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

圧縮梱包：廃プラスチック類(付着物のない軟質のものに限る。)、紙くず(付着物のないものに限る。)、繊維くず(廃畳を除く付着物のないものに限る。)、 以上3種類

圧 縮：金属くず(付着物のないものに限る。) 以上1種類

溶融減容：廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類

発 酵：汚でい(有機性のものに限る。)、廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上5種類

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

施設等の所在地

埼玉県本庄市新井字川原788番、791番、792番、800番 以上4筆(面積8,245.12m²)に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成17年3月11日	指令廃指第3572号	新規許可
平成19年3月 8日	指令廃指第1510号	変更許可
平成22年6月 4日	指令北環第2-258号	更新許可
平成26年6月23日	-	変更届(保管施設の追加、保管施設の保管方法等)
平成27年3月 2日	指令北環第57-1号	優良確認

5. 規則第10条の4第5号の規定による許可証の提出の有無 存・無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	64.15t/日 (8時間)	廃プラスチック類(付着物のあるもの及び廃発泡スチロールを除く付着物のない硬質のものに限る。)、ゴムくず、金属くず(付着物のあるものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類以上5種類	平成17年 3月11日 平成17年 3月11日 4-39
	7.81t/日 (8時間)	木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。) 以上1種類(単品処理)	
破砕施設	3.39t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	平成17年 3月11日
圧縮梱包施設	55.20t/日 (8時間)	廃プラスチック類(付着物のない軟質のものに限る。) 以上1種類(単品処理)	平成17年 3月11日
	112.80t/日 (8時間)	紙くず(付着物のないものに限る。) 以上1種類(単品処理)	
	104.00t/日 (8時間)	繊維くず(廃畳を除く付着物のないものに限る。) 以上1種類(単品処理)	
(圧縮施設)	310.40t/日 (8時間)	金属くず(付着物のないものに限る。) 以上1種類(単品処理)	
溶融減容施設	0.80t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成17年 3月11日
発酵施設	14.35t/日 (24時間)	汚泥(有機性のものに限る。)、廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上5種類	平成19年 3月 8日

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥(有機性のものに限る。)、廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。) 以上3種類	2.3m ²	0.9m(屋内) (200Lドラム缶×3個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールを除く。) 以上1種類	57.8m ²	3.0m(屋内)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	17.5m ²	3.0m(屋内)
紙くず(付着物のないものに限る。) 以上1種類	21.5m ²	1.2m(屋内) (4.2m ³ コンテナ×4個)
木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。) 以上1種類	52.5m ²	3.0m(屋内)
木くず(天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上2種類	23.4m ²	1.7m(屋内)
繊維くず(廃畳を除く付着物のないものに限る。) 以上1種類	13.8m ²	1.2m(屋内) (2m ³ コンテナ×4個)
金属くず 以上1種類	14.2m ²	1.2m(屋内) (2m ³ コンテナ×4個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	12.5m ²	1.5m(屋内) (8m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールを除く。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上5種類	50.3m ²	3.0m(屋内)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールを除く。)、紙くず(付着物のないものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。)、繊維くず(廃畳を除く付着物のないものに限る。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上8種類	78.8m ²	3.0m(屋内)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールを除く。)、紙くず(付着物のないものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。)、繊維くず(廃畳を除く付着物のないものに限る。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上8種類	25.2m ²	0.6m(屋外)
廃プラスチック類(付着物のない軟質なものに限る。) 以上1種類	345.0m ²	3.0m(屋外)
廃プラスチック類(付着物のない軟質なものに限る。) 以上1種類	75.0m ²	2.1m(屋外) (32.5m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類(付着物のない軟質なものに限る。) 以上1種類	30.0m ²	3.4m(屋外) (1.4m ³ コンテナ×36個)